

至学館大学同窓会

会員への助成金に関する規程

(1) 準会員に対する助成

第1条 この規程は至学館大学同窓会（以下「本会」という）における大学において公認された学生の団体（以下「団体」という）や個人の活躍又は行事等に対して助成する場合に必要な事項について定めるものとする。

第2条 助成は原則年1回とする。

項 目	助 成 金
学園祭	大学祭実行委員会に対し5万円
全国大会出場	原則一人3万円以内
国際大会出場	原則一人5万円以内

第3条 準会員に対する助成は次の場合とする。

- (1) 主催団体または個人や大学側から申請があり、本会がこれを認めたとき。
- (2) 本会が活動の趣旨に賛同し、主催する団体または個人に申し出をし、主催者がこれを受け入れたとき。

第4条 準会員に対する助成は次の手続きを要する。

- (1) 主催団体または個人、大学側が必要事項を記入した申請書を本会事務局へ提出する。
- (2) 本会事務局は受理した申請を本部役員会に提出する。
- (3) 本部役員会で審議し、助成金額を決定する。

第5条 その他本会ならびに母校にとって極めて価値あるものと判断される場合はこの限りではない。

第6条 この規程の改正は、役員会の議決をもって行うことができる。

付 則

この規程は、平成26年4月20日から施行する。